

鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全安心の確保及び住環境の改善並びに良好な景観の維持を図るため、適正に管理されていない危険空家の解体を促進し、及びその解体跡地の利活用促進を図るため、予算の範囲内において鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金等を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。ただし、火災その他の災害を起因として居住の用に供することが著しく不適當となつたものを除く。
 - イ 法に基づき市から助言若しくは指導又は条例に基づき市から助言、指導、勧告若しくは命令の対象となつたもの
 - ウ 公共事業等の補償の対象となっていないもの
 - エ 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないもの
 - オ 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により判定した評点が100点以上であり、かつ、別表により判定した評点が60点以上であるもの
- (2) 解体撤去工事業者 市内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者をいう。
- (3) 鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金（以下「解体補助金」という。） 危険空家の解体撤去に係る工事（以下「解体撤去工事」という。）に要する経費の一部に対して交付する補助金をいう。

(4) 鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金（以下「利活用補助金」という。） 危険空家を解体した跡地（以下「跡地」という。）の全部又は一部に居室を有する建築物が建築された場合において、当該危険空家の解体撤去工事に要する経費の一部に対して交付する補助金をいう。

（補助対象者）

第3条 解体補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に所在する危険空家の所有者若しくは相続人又は危険空家の所有者若しくは相続人から当該危険空家の解体及び撤去について委任を受けた者であること。

(2) 危険空家の解体撤去工事に際し、解体撤去工事業者を利用すること。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4) 危険空家の解体撤去後の跡地利用の計画があること。

(5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でなく、また、その世帯員も同様であること。

2 利活用補助金の交付の対象となる者は、第10条に規定する解体補助金の交付確定通知を受け、解体補助金の交付を受けたもので、対象となる跡地が次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第12条第1項の規定により解体補助金の交付決定を取り消された者又は前項第3号若しくは第5号に該当しない者は、対象としない。

(1) 鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内に存すること。

(2) 居室を有する建築物が建築され、危険空家を解体した日から2年を経過する日までに表題登記が完了していること。

（補助対象事業）

第4条 解体補助金及び利活用補助金の交付の対象となる事業は、原則として3月以内に完了する危険空家の解体撤去工事とする。ただし、次条の補助対象経費が30万円に満たない解体撤去工事は、対象としない。

（補助対象経費）

第5条 解体補助金及び利活用補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、解体撤去工事業者が行う危険空家の解体撤去工事に要する費用（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税を含む。）とする。ただし、当該解体撤去工事に伴う家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係る費用は除く。

（補助金の額等）

第6条 解体補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 利活用補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額から交付を受けた解体補助金の額を控除した額とし、30万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 利活用補助金の交付は、解体補助金の交付の対象となった解体撤去工事1件につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 解体補助金の交付を受けようとする者は、解体撤去工事の着手前に、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 危険空家の位置図

(2) 工事見積書

(3) 工事着手前の現況写真

(4) 相続人が申請する場合は、相続人であることが確認できる書類

(5) 所有者又は相続人から委任を受けた者が申請する場合は、当該所有者又は相続人から委任を受けたことが確認できる書類

(6) 危険空家の所在地が確認できる登記事項証明書、固定資産家屋証明書又は固定資産税台帳記載事項証明書

(7) 市税に滞納がない証明書

(8) 誓約書（別記第2号様式）

(9) 危険空家が共有物又は相続人が2人以上いる相続財産である場合は、確約書（別記第3号様式）

(10) 解体撤去工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法

第23条第2項の規定による通知の写し

(11) 危険空家の所在する土地の所有者又は相続人のうち、当該危険空家の所有者又は相続人以外の者がいる場合は、当該所有者又は相続人以外の者の同意書（別記第4号様式）

(12) その他市長が必要と認める書類

2 利活用補助金の交付を受けようとする者は、跡地に建築された建築物の表題登記が完了した日の翌日から起算して6月以内に、鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金交付申請書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 跡地の位置図

(2) 跡地に建築された建築物及び跡地に係る登記事項証明書（発行の日から90日以内のものに限る。）

(3) 解体された危険空家の所有者又は相続人から委任を受けた者が申請する場合は、当該所有者又は相続人から委任を受けたことが確認できる書類

(4) 市税に滞納がない証明書

(5) 鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金申請に係る誓約書（別記第6号様式）

(6) 解体された危険空家が共有物又は相続人が2人以上いる相続財産である場合は、確約書（別記第3号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、解体補助金を交付することを決定した者に対しては鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により、交付しないことを決定した者に対しては鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）によりそれぞれ通知する。

3 市長は、第1項の規定により、利活用補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第9号様式。以下「利活用補助金交付確定通知書」という。）により、交付しないことを決定した者に

対しては鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金不交付決定通知書（別記第10号様式）によりそれぞれ通知する。

（解体補助金の実績報告）

第9条 解体補助金の交付の決定を受けた者（以下「解体補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過する日又は解体補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金実績報告書（別記第11号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事請負契約書の写し
- (2) 解体撤去工事完了写真
- (3) 解体撤去工事を行った者の工事完了証明書
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (5) 支出証拠書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（解体補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、その成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき解体補助金の額を確定し、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付確定通知書（別記第12号様式）により解体補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条の通知又は利活用補助金交付確定通知書を受けた者が補助金を請求しようとするときは、鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金交付請求書（別記第13号様式）に振込口座を照合できるものを添えて市長に提出しなければならない。

（決定通知の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は前項の規定により、解体補助金又は利活用補助金の交付の決定を取り消したときは、鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により補助金の交付の決定を受けた者に対し通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は前条の規定により解体補助金又は利活用補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付の決定を受けた者に対し、鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金返還請求書（別記第15号様式）により既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付要綱(平成26年鹿屋市告示第118号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付要綱第3条第4号の規定により判定した評点が130点以上であるものについては、第2条第1号オに規定するものに相当するものとみなし、この要綱の規定を適用する。

別表（第2条関係）

評点区分		評定項目	評定内容	点数	最高評点
1	落下、 飛散危 険物	①落下物 (建築物)	窓枠、窓ガラス、戸、ひさし、屋外階段、戸袋等、建築物の一部が落下しそうなもの	10	25
		②落下物 (付属物)	看板、機器類、アンテナ等、建物本体に附属する物が落下しそうなもの	10	
		③屋根	建築物の部材が風により近隣敷地まで飛散しそうなもの	10	
2	周辺環 境	①住宅等	ア 住宅密集地である（半径50メートル以内に15戸以上の家屋があること。）。	30	30
			イ 住宅地である（半径50メートル以内に10戸以上15戸未満の家屋があること。）。	20	
			ウ 住宅が点在している（半径50メートル以内に5戸以上10戸未満の家屋があること。）。	10	
		②施設等	公共施設、公園が近隣にある。	10	10
			交通量の多い道路（市道等）に面している。	10	10
		③歩道等	歩道に面している。	5	10
通学路に面している。	10				
3	不法侵 入		不特定の者に容易に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれがある状態にあるもの	10	10
4	その他		人口集中地区（D I D）であるもの	10	15
			周囲の建物と著しく不調和な状態であるもの（草木が繁茂している等）	5	
			小動物、シロアリ等の住みかとなっているもの	5	

備考 1 評定項目につき評定内容が2以上ある場合の当該評定項目の点数は、当該評定内容に応じた点数のうち最も高い点数とする。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付申請書

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金の交付を受けたいので、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条及び鹿屋市空家等の適正管理に関する条例第3条の趣旨を理解の上、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 危険空家の所有者又は相続人	住所 氏名
2 危険空家の所在地	鹿屋市
3 構造、床面積等	構造 床面積 m ² 建築年 年
4 補助対象経費	円 注 危険空家の解体撤去工事に要する費用(消費税を含む。)から、家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係る費用を除いた額
5 交付申請額	円 注 補助対象経費の3分の1以内で、30万円を限度とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額
6 解体撤去工事業者名	

7 工事予定期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</p>
8 危険空家解体撤去後の跡地利用の計画概要	
9 備考	
10 添付書類	<p>(1) 危険空家の位置図</p> <p>(2) 工事見積書</p> <p>(3) 工事着手前の現況写真</p> <p>(4) 相続人が申請する場合は、相続人であることが確認できる書類</p> <p>(5) 所有者又は相続人から委任を受けた者が申請する場合は、当該所有者又は相続人から委任を受けたことが確認できる書類</p> <p>(6) 危険空家の所在地が確認できる登記事項証明書、固定資産家屋証明書又は固定資産税台帳記載事項証明書</p> <p>(7) 市税に滞納がない証明書</p> <p>(8) 誓約書（別記第2号様式）</p> <p>(9) 危険空家が共有物又は相続人が2人以上いる相続財産である場合は、確約書（別記第3号様式）</p> <p>(10) 解体撤去工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し</p> <p>(11) 危険空家の所在する土地の所有者又は相続人のうち、当該危険空家の所有者又は相続人以外の者がいる場合は、当該所有者又は相続人以外の者の同意書（別記第4号様式）</p> <p>(12) その他市長が必要と認める書類</p>

第2号様式（第7条関係）

誓約書

私は、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次に掲げる事項を順守することを誓約します。

誓約事項に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消されても異議はありません。

- 1 当該危険空家解体後の跡地（以下「跡地」という。）に動産又は不動産の物件を有する場合は、管理不全な状態とならないよう、鹿屋市空家等の適正管理に関する条例に基づき自己の責任において適正に管理します。
- 2 危険空家解体撤去工事については、申請時の計画どおり速やかに履行します。
- 3 鹿屋市から検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 補助金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における私の税情報に関する照会及び調査に同意します。
- 5 跡地の所有権を有する者の全員が、暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認める者ではありません。また、必要に応じて当該事実を確認するため、補助金の申請に係る書類に記載の個人情報に基づき、関係機関に照会することについて同意します。
- 6 跡地は公共事業等の補償の対象となっておりません。
- 7 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、鹿屋市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所
氏 名 印

（署名又は記名押印）

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所
氏名 印
(署名又は記名押印)

確 約 書

私以外の所有者又は相続人の同意を得て、私が下記の補助金の交付の申請、受領等の一切の手続を行います。このことについて、私以外の所有者又は相続人から異議があった場合、私が責任をもってこれを解決することを確約します。

記

1 危険空家又は跡地の所在地

鹿屋市 _____

2 補助金の種類（いずれかにを付けること。）

- 鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金
- 鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金

第4号様式（第7条関係）

同意書

私が所有又は相続する土地について、危険空家の所有者若しくは相続人又は当該所有者若しくは相続人から当該危険空家の解体及び撤去について委任を受けた者が、危険空家の解体撤去工事を行うことについて同意します。

1 土地の所在等	所在	
	面積	m ²
	所有者又は相続人の氏名	
2 危険空家の所有者 又は相続人	住所	
	氏名	
3 備考		

年 月 日

鹿屋市長 様

同意者 住所
氏名 印
(署名又は記名押印)

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金交付申請書

鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金の交付を受けたいので、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 跡地の所在地	鹿屋市
2 区域の区分	居住誘導区域内 ・ 地域生活拠点維持区域内
3 危険空家の解体完了日	年 月 日
4 跡地に建築された建築物の表題登記日	年 月 日
5 補助対象経費	円 注 危険空家の解体撤去工事に要する費用（消費税を含む。）から、家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係る費用を除いた額
6 受領済みの鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金の額	円
7 交付申請額	円 注 補助対象経費の2分の1の額から、受領済みの鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金の額を控除した額以内で、30万円を限度とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額

<p>8 添付書類</p>	<p>(1) 跡地の位置図</p> <p>(2) 跡地に建築された建築物及び跡地に係る登記事項証明書（発行の日から90日以内のものに限る。）</p> <p>(3) 解体された危険空家の所有者又は相続人から委任を受けた者が申請する場合は、当該所有者又は相続人から委任を受けたことが確認できる書類</p> <p>(4) 市税に滞納がない証明書</p> <p>(5) 鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金申請に係る誓約書（別記第6号様式）</p> <p>(6) 解体された危険空家が共有物又は相続人が2人以上いる相続財産である場合は、確約書（別記第3号様式）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
---------------	---

第6号様式（第7条関係）

鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金申請に係る誓約書

私は、鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり、次に掲げる事項を順守することを誓約します。

誓約事項に違反したときは、補助金の交付の決定を取り消されても異議はありません。

- 1 鹿屋市から検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 2 補助金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における私の税情報に関する照会及び調査に同意します。
- 3 危険空家解体後の跡地（以下「跡地」という。）及び跡地に建築された建築物の所有権を有する者の全員が、暴力団員、暴力団関係者その他市長が適当でないと認めるものではありません。また、必要に応じて当該事実を確認するため、補助金の申請に係る書類に記載の個人情報に基づき、関係機関に照会することについて同意します。
- 4 跡地は公共事業等の補償の対象となっておりません。
- 5 補助事業の実施に当たり、紛争等が生じた場合は、責任を持って解決し、鹿屋市に対して仲裁を求めず、また、一切の損害を与えません。

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

印

（署名又は記名押印）

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金については、下記のとおり決定したので、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 解体撤去工事の実施に当たっては、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 本通知を受けた日の翌日から起算して原則3か月以内に解体撤去工事を完了すること。
- (3) 補助の目的のとおり適正に解体撤去工事が遂行されていないと認められるときは、補助金の全部又は一部を返還すること。

第 8 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付とした理由

第9号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金については、下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の条件

鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱の規定に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認められた場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

不交付とした理由

第11号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金について、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

1 危険空家の解体撤去工事に要した経費	円
2 補助金交付決定額	円
3 解体撤去工事の完了年月日	年 月 日
4 危険空家の解体撤去後跡地の所在地	鹿屋市
5 危険空家の解体撤去後跡地の利用状況	
6 備考	
7 添付書類	(1) 解体撤去工事請負契約書の写し (2) 解体撤去工事完了写真 (3) 解体撤去工事を行った者の工事完了証明書 (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し (5) 支出証拠書類の写し (6) その他市長が必要と認める書類

第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金については、その額を下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

第13号様式（第11条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住所
氏名 印

鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金交付
請求書

年 月 日付け 第 号の鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金
交付確定通知書（鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金交付決定及び交付確定通知
書）に基づく鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金を下
記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 補助金の種類（いずれかに☑を付けること。）
- 鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金
- 鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注 預貯金通帳の写し等、振込先口座を照合できるものを添付すること。

第14号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金交付
決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした鹿屋市危険空家解体
撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金については、下記のとおり交付決定を
取り消したので、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第12
条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金の種類

2 取り消した交付決定の内容

- | | |
|-------------|---|
| (1) 既交付決定額 | 円 |
| (2) 既 交 付 額 | 円 |
| (3) 取 消 金 額 | 円 |

3 取消理由

- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたため
- 補助金を他の用途に使用したため
- 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したため

第15号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金返還
請求書

年 月 日付け 第 号で鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金の交付を取り消したことに伴い、既に交付した鹿屋市危険空家解体撤去工事（危険空家解体跡地利活用）補助金について、鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 補助金の種類
- 2 返還すべき補助金の額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還方法
- 5 返還の理由